

沖縄県がん診療連携協議会要項

〔平成20年7月15日〕
制 定

（設置）

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成26年1月10日厚生労働省健発第0110第7号）に基づき、琉球大学病院（以下「琉大病院」という。）に沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 琉大病院の病院長
- (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長
- (3) 沖縄県の地域がん診療病院（別表2）の病院長
- (4) 沖縄県医師会長
- (5) 沖縄県歯科医師会長
- (6) 沖縄県薬剤師会長
- (7) 沖縄県看護協会長
- (8) 沖縄県政策参与
- (9) 沖縄県保健医療部長
- (10) 琉大病院のがんセンター長
- (11) 琉大病院のがんセンター運営委員会委員長
- (12) 琉大病院の医療福祉支援センター長
- (13) 琉大病院の薬剤部長
- (14) 琉大病院の看護部長
- (15) 琉大病院の事務部長
- (16) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人
- (17) 沖縄県の地域がん診療病院から 各2人
- (18) 患者関係の立場の者から 若干人
- (19) 有識者 若干人
- (20) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、沖縄県のがん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、沖縄県における対策を強力に推進する役割を担うこと。
- (2) 沖縄県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、沖縄県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

- ① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、沖縄県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。

ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法

イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法

ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）

エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療

オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

ケ がんゲノム医療

- ② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。
- ③ 沖縄県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、沖縄県とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、沖縄県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて沖縄県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。

- ④ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。
- ⑤ 沖縄県における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。
- ⑥ 沖縄県における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
- ⑦ 沖縄県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ⑧ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑨ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に沖縄県内で共有・実践される体制を整備すること。
- ⑩ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、沖縄県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。
- ⑪ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。

(3) その他がん診療連携に関すること。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、琉大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(部会)

第 8 条 幹事会には必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置，委員の構成，調査検討事項，その他運営事項等は議長が決める。
(事務)

第 9 条 協議会の事務は，琉球大学上原キャンパス事務部において処理する。
(雑則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，議長が別に定める。

別表 1 (第 2 条第 1 項第 2 号関係)

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院

別表 2 (第 2 条第 1 項第 3 号関係)

沖縄県の地域がん診療病院	北部地区医師会病院
	沖縄県立宮古病院
	沖縄県立八重山病院

附 則

1 この要項は，平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

2 この要項施行後，最初に委嘱される第 2 条第 1 項第 14 号から第 18 号に規定する委員の任期は，同条 3 項の規定にかかわらず，平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要項は，平成 20 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要項は，平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要項は，平成 26 年 8 月 1 日から施行し，平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は，平成 27 年 8 月 7 日から施行し，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成２８年　５月１３日から施行し、平成２８年　４月　１日から適用する。

附　則

この要項は、平成２９年　６月　２日から施行し、平成２９年　４月　１日から適用する。

附　則

この要項は、令和元年　５月１０日から施行し、平成３１年　４月　１日から適用する。

附　則

この要項は、令和２年　２月　７日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年　５月　８日から施行し、令和　２年　４月　１日から適用する。

附　則

この要項は、令和４年　８月　１日から施行する。

沖縄県がん診療連携協議会委員 令和8度名簿（任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日）

No.	要項条項	氏名	異動・変更	ふりがな	所属	役職	要項での位置づけ
1	1	鈴木 幹男	継続	すずき みきお	琉球大学病院	病院長	琉大病院の病院長
2	2	天願 俊穂	継続	てんがん としほ	沖縄県立中部病院	病院長	地域がん診療連携拠点病院の病院長
3	2	外間 浩	継続	ほかま ひろし	那覇市立病院	病院長	地域がん診療連携拠点病院の病院長
4	3	川満 博昭	継続	かわみつ ひろあき	沖縄県立宮古病院	病院長	地域がん診療病院の病院長
5	3	田仲 斉	継続	たなか ひとし	沖縄県立八重山病院	病院長	地域がん診療病院の病院長
6	3	諸喜田 林	継続	しょきた はやし	北部地区医師会病院	病院長	地域がん診療病院の病院長
7	4	田名 毅	継続	たな たけし	沖縄県医師会	会長	沖縄県医師会長
8	5	米須 敦子	継続	こめす あつこ	沖縄県歯科医師会	会長	沖縄県歯科医師会長
9	6	前濱 朋子	継続	まえはま ともこ	沖縄県薬剤師会	会長	沖縄県薬剤師会長
10	7	平良 孝美	継続	たいら たかみ	沖縄県看護協会	会長	沖縄県看護協会長
11	8	(役職対象者なし)	継続(H31.4～役職対象者なし)		沖縄県	政策参与	沖縄県政策参与
12	9	諸見里 真	変更	もろみざと しん	沖縄県保健医療介護部	保健医療介護部長	沖縄県保健医療介護部長
13	10	増田 昌人	継続	ますだ まさと	琉球大学病院がんセンター	センター長	琉大病院のがんセンター長
14	11	高槻 光寿	継続	たかつき みつひさ	琉球大学病院がんセンター運営委員会	委員長	琉大病院のがんセンター運営委員会委員長
15	12	平田 哲生	継続	ひらた てつお	琉球大学病院医療福祉支援センター	センター長	琉大病院の医療福祉支援センター長
16	13	中村 克徳	継続	なかむら かつのり	琉球大学病院薬剤部	薬剤部長	琉大病院の薬剤部長
17	14	眞栄城 智子	継続	まえしろ ともこ	琉球大学病院看護部	看護部長	琉大病院の看護部長
18	15	市川 修	継続	いちかわ おさむ	琉球大学西普天間キャンパス事務部	事務部長	琉大病院の事務部長
19	16	神里 敬子	継続	かみざと けいこ	沖縄県立中部病院	副院長	地域がん診療連携拠点病院より2名
20	16	朝倉 義崇	継続	あさくら よしたか	沖縄県立中部病院	腫瘍内科部長	地域がん診療連携拠点病院より2名
21	16	宮里 浩	継続	みやざと ひろし	那覇市立病院	副院長	地域がん診療連携拠点病院より2名
22	16	東恩納 貴子	継続	ひがおんな たかこ	那覇市立病院	がん看護専門看護師	地域がん診療連携拠点病院より2名
23	17	西原 政好	継続	にしはら まさよし	沖縄県立宮古病院	外科部長	地域がん診療病院から2名
24	17	下地 千里	継続	しもじ ちさと	沖縄県立宮古病院	副院長	地域がん診療病院から2名
25	17	山本 孝夫	継続	やまもと たかお	沖縄県立八重山病院	医療部長兼外科部長	地域がん診療病院から2名
26	17	砂川 綾子	継続	すながわ りょうこ	沖縄県立八重山病院	副院長	地域がん診療病院から2名
27	17	柴山 順子	継続	しばやま じゅんこ	北部地区医師会病院	副院長	地域がん診療病院から2名
28	17	上地 佳代	継続	うえち かよ	北部地区医師会病院	看護部長	地域がん診療病院から2名
29	18	島袋 陽子	変更	しまぶくろ ようこ	NPO乳がん患者の会 ぴんく・ぱんさぁ	-	患者関係の立場の者
30	18	佐藤 正博	変更	さとう まさひろ	-	-	患者関係の立場の者
31	18	又吉 賢弘	継続	またよし やすひろ	-	-	患者関係の立場の者
32	18	島袋 希美	継続	しまぶくろ のぞみ	若年性がん患者会 Be Style	-	患者関係の立場の者
33	19	天野 慎介	継続	あまの しんすけ	一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン	理事長	有識者
34	19	埴岡 健一	継続	はにおか けんいち	国際医療福祉大学大学院	教授	有識者
35	19	高崎 園子	変更	たかさき そのこ	沖縄タイムス中部支社	報道部長	有識者
36	20	和田 直樹	継続	わだ なおき	琉球大学病院病理部	病理部長	琉大の病院長が必要と認める者
37	20	戸板 孝文	継続	といた たかふみ	沖縄県立中部病院	放射線治療科部長	琉大の病院長が必要と認める者